

News release

2024年12月11日
PwCコンサルティング合同会社

PwCコンサルティング、 EU コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (CSDDD)に関する企業の簡易診断サービスを提供開始 EUの新指令に迅速対応し、企業の持続可能な未来を支援

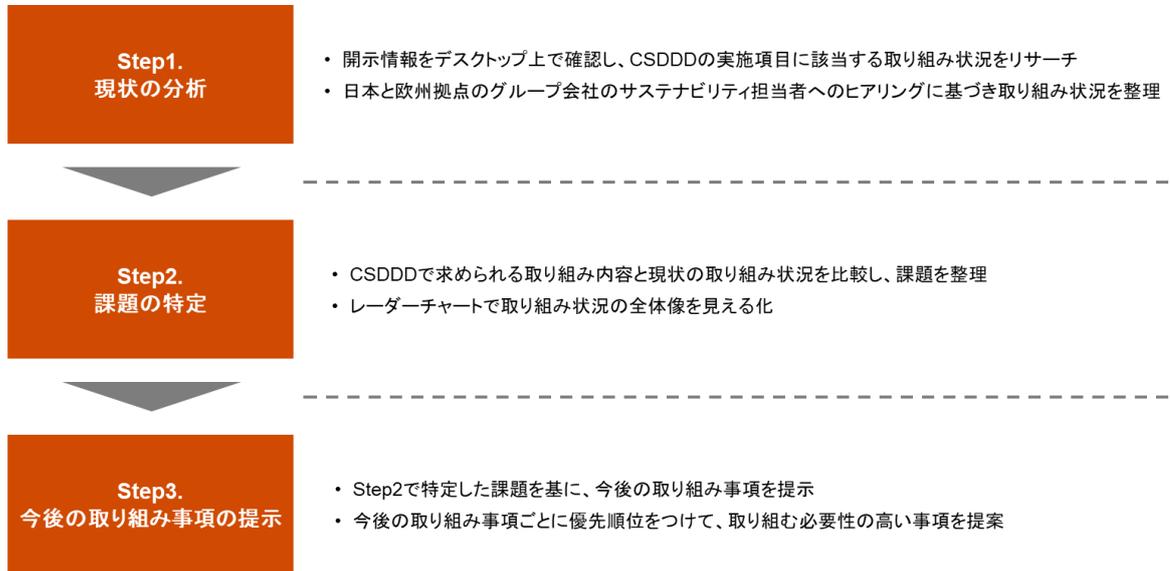
PwC コンサルティング合同会社(東京都千代田区、代表執行役 CEO:安井 正樹、以下「PwC コンサルティング」)は、2027年から適用が開始されるEUのコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令(Corporate Sustainability Due Diligence Directive、以下、「CSDDD」)に対応するための簡易診断サービス(以下、「本サービス」)の提供を12月11日より開始します。

CSDDDは2024年7月に発効した、人権および環境デューディリジェンスの実施や開示などを義務付けるものであり、罰則規定も含まれています。多くの日本企業が既に人権および環境デューディリジェンスに取り組んでいますが、CSDDDの要求は非常に詳細であり、従来の対応だけでは不十分となる可能性があります。特に欧州に対して輸出入を行う製造業、グローバルに展開する商社、大規模なサプライチェーンを持つ小売業、そして金融業などが主な対象企業になると想定されています。また、欧州企業と取引をしている日本企業は、欧州の取引先からCSDDD対応として具体的な対応を求められるケースも多くなると予想されます。さらに、通常の人権デューディリジェンスでも一通り実施するには複数年かける企業が多いため、施行までに十分な時間的猶予があるとは言えません。

本サービスは、PwC JapanグループのメンバーであるPwC 弁護士法人、PwC Japan 有限責任監査法人、PwC アドバイザリー合同会社、そしてPwC グローバルネットワークから得られる知見や情報に基づき、企業が現在取り組んでいる人権および環境デューディリジェンスの現状を評価し、CSDDDの要件に対応するために必要な対策を特定するものです。統合報告書などのように企業が保有・公開している情報や社内情報からCSDDDの要件に関する箇所を特定し、課題や改善点をまとめた簡易診断レポートを提供します。主に既存の社内文書や開示資料のレビューを通じて診断を行うため、約2~3週間ほどで迅速な診断が提供可能です。簡易診断後は診断結果をもとに企業が直面する各課題の詳細を把握し、改善に向けた具体的な構想策定から施策実施まで、CSDDD対応に向けて伴走型で万全のサポート体制を提供します。

サービスのステップ

本サービスは、企業がCSDDDに対応するための具体的なアクションプランを提供することを目的としており、以下の3つのステップで構成されています。まず、公開情報や社内情報のレビュー、そして日本と欧州のグループ企業の担当者へのインタビューを通じて、CSDDDの実施状況を評価し、現状分析を行います。次に、課題を特定し、最後に今後の取り組みについて提案を行います。これにより、企業はCSDDDに適切に対応し、持続可能な経営を実現するための支援を受けることができます。



図表 1: 診断ステップ

ステップ① 現状の分析

リスク管理に関する社内文書や、有価証券報告書、統合レポートなどの開示情報をもとに、CSDDDの要求事項に関連する企業の取り組み状況を確認します。具体的には、8つの大項目として設定している①企業の方針やリスク管理システムへの取り込み、②負の影響の特定と評価、③予防・軽減・是正措置、④苦情処理メカニズムの構築・運用、⑤モニタリング・効果検証、⑥ステークホルダーとの対話、⑦デューデリジェンス実施結果の公開、⑧気候変動緩和のための移行計画の策定・実施について、どのレベルにおいて実施しているかチェックリストを用いて分析を行います。また、十分な理解を深めるために、関係者に対して取り組み状況に関するインタビューを実施します。

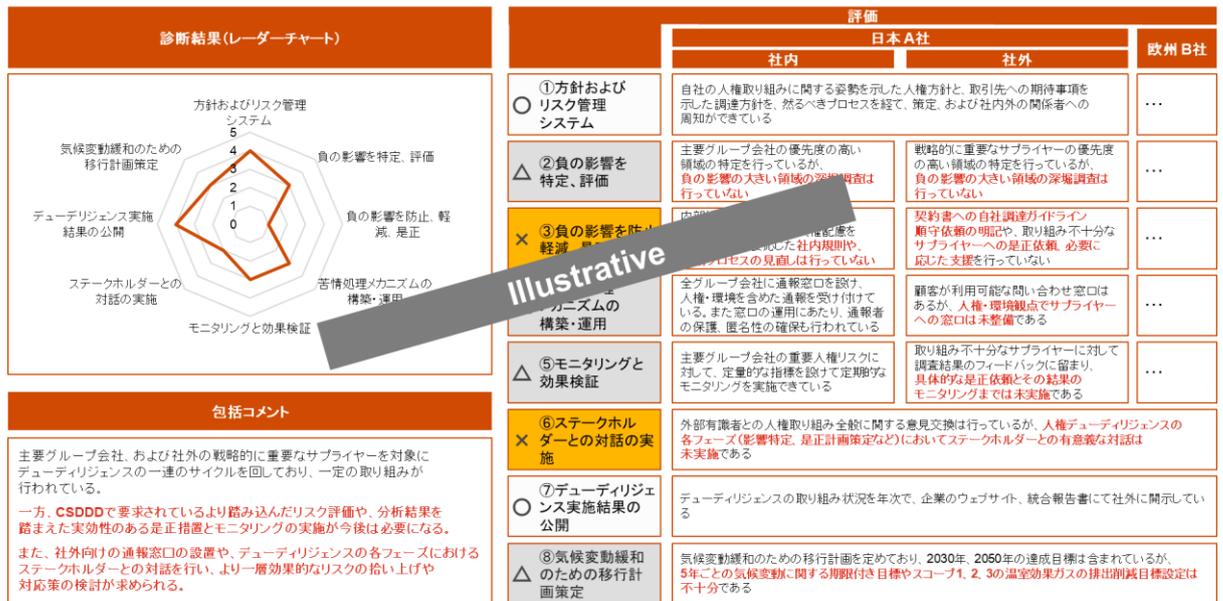
実施事項(大項目):8項目	実施事項(中項目):13項目	実施事項(小項目):約90項目	取り組み状況(ヒアリング結果)	
			日本A社	欧州B社
①デューデリジェンスを企業の方針およびリスク管理システムへ組み込み	A) 企業の関連方針にデューデリジェンスに関する内容を反映 B) デューデリジェンス方針を法人の従業員およびその代表者と事前に協議して策定 C) 定期的に方針の見直しを行い適宜更新	A-1 必要に応じて、明確なスケジュールおよび改善を測定するための定性的および定量的指標を伴う行動計画を策定し実施すること。 A-2 必要に応じて直接のビジネスパートナーから、会社の行動規範および予防アクションプランの遵守を確保する契約上の保証を求めること。 A-3 必要な財務的または非財務的投資、施設、制度またはその他の運営プロセスおよびインフラの改善を計画し、グレードを行うこと。 A-4 会社のサプライチェーンのリスクを軽減するための予防的措置、購入慣行、契約の改善を行うこと。	【社内】 ・ 自社グループ内において特定した重要人権リスクに対して、定量的な指標を設けて定期的なモニタリングを実施できている。 ・ また、グループ会社統一で重要人権リスクに関する取り組み（方針整備、体制構築、研修の実施など）の整理を行っている。	...
②実際のまたは潜在的な負の影響を特定、評価	A) バリューチェーンのマッピングを行い、リスクを特定 B) 特定したリスクに対して深刻度・発生可能性を基に優先順位を決定	A-5 中小企業の資源、知識、制約を考慮した上で、能力開発、研修、または管理システムの改善へのアクセスを提供する、または可能にするなどの適切な支援を提供すること。また、行動規範または防止行動計画への準備が中小企業の存続を危くする場合には、直接金融、低利融資、継続的な調達の保証、または資金調達の確保支援などの適切な財政支援を提供すること。	【サプライチェーン】 ・ 戦略的に重要なサプライヤーを中心に定期的なアンケート調査を行っている。（契約書ではなく同意書ベースでの依頼）	...
③潜在的な負の影響を防止または軽減し、実際の負の影響を是正	A) 未然に防ぐための具体的な対策や、発生しているリスクに対して最小限に抑える対策を立案実行 B) 事業活動や、取引先との関係を見直し	A-6 競争法を含む関連法令を遵守し、特に他の措置が適切または効果的でない場合、悪影響を防止または緩和する企業の高めるため、必要に応じて他の事業体と協力する。
④苦情処理メカニズムの構築・運用	A) 従業員やバリューチェーン上の関係者が匿名でリスクや問題を報告できる仕組みを構築 B) 申し立てがあった内容に対する手続（調査、報告など）を策定	B-1
⑤デューデリジェンス実施に関するモニタリングと効果検証	A) 行った措置に対するモニタリングと効果検証 ※少なくとも年1回以上実施し、リスクが生じた場合はその都度実施			
⑥ステークホルダーとの有意義な対話（エンゲージメント）の実施	A) 適切に、関連する包括的な情報を提供したうえで、ステークホルダーとエンゲージメントを実施			
⑦デューデリジェンス実施結果の公開	A) 企業のホームページにおいて年次報告書を公開			
⑧気候変動緩和のための移行計画策定	A) 排出削減目標設定、目標を達成するための手段、計画実施の資金調達、経営、監督機関の役割を含む移行計画を策定・管理			

図表 2: 現状の分析におけるアウトプットイメージ(チェックリスト)

ステップ② 課題の特定

ステップ①で確認した企業の体制やリスク評価の取り組み状況などが、CSDDDの要求事項を満たしているかどうかを、網羅的なチェックリストをもとに詳細評価します。この評価に基づき、不足点や重要な課

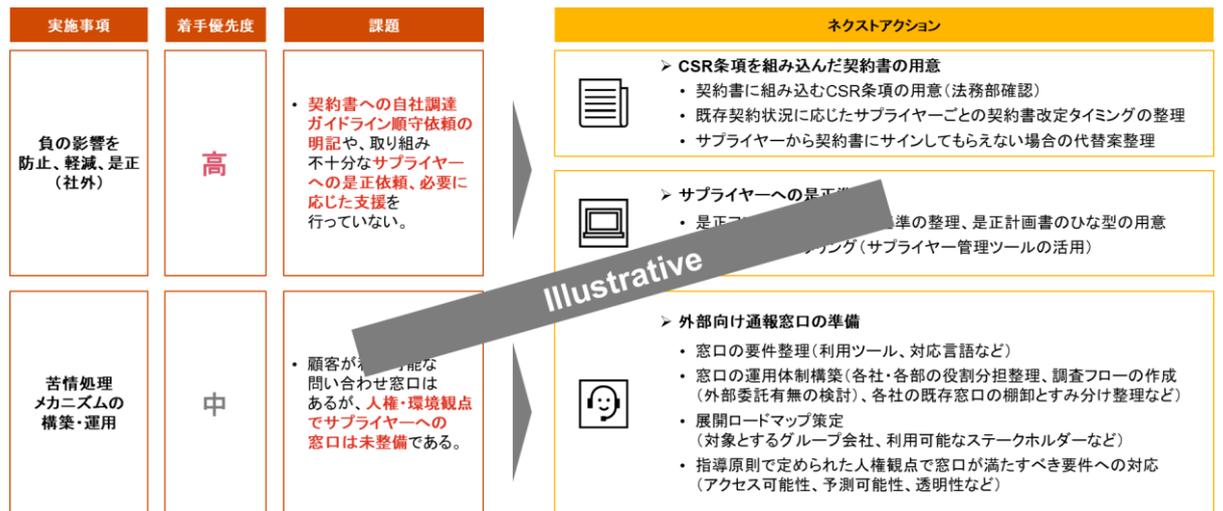
題を特定し、対応方針の策定につなげます。例えば、負の影響を特定・評価する項目に対して、限定的な調査しかなされていない、予防措置としての内部統制対応で社内規則や業務プロセスにまで落とし込みが出来ていないなど具体的な各項目におけるギャップを明確にし、具体的に解決すべき課題を洗い出します。さらに、社内の取り組みに加え、社外ステークホルダーとの取引における要求項目の状況も確認します。



図表 3: 課題の特定におけるアウトプットイメージ(診断結果サマリー)

ステップ③ 今後の取り組み事項の提示

診断結果をもとに、課題解決に向け、改善の方向性や実施すべき対応策を提示します。



図表 4: 今後の取り組み事項の提示におけるアウトプットイメージ(ネクストアクション)



PwC コンサルティングは、企業のサステナビリティ対応やリスク管理態勢の構築・実行について豊富な支援実績を有しており、簡易診断後の CSDDD 対応に向けた具体的な活動についてもサポートが可能です。さらに、PwC Japan グループでは、コンサルティングだけでなく、法務、監査およびブローダーアシュアランスサービス、ディールアドバイザー、税務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。この連携を生かし、各専門分野における知見やリソースを総合的に活用することで、より包括的かつ効果的な支援を提供します。

今後も引き続き、PwC コンサルティングは、企業が CSDDD に適切に対応し、持続可能な経営を実現するための支援を継続的に提供します。

以上

PwC コンサルティング合同会社について

www.pwc.com/jp/consulting

PwC コンサルティング合同会社は、経営戦略の策定から実行まで総合的なコンサルティングサービスを提供しています。PwC グローバルネットワークと連携しながら、クライアントが直面する複雑で困難な経営課題の解決に取り組み、グローバル市場で競争力を高めることを支援します。

PwC Japanグループについて

www.pwc.com/jp

PwC Japan グループは、日本における PwC グローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。

複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japan グループでは、監査およびブローダーアシュアランスサービス、コンサルティング、ディールアドバイザー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約 12,700 人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

© 2024 PwC Consulting LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.